

## ○長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱の制定について

平成25年7月26日  
例規第25号県警察本部長  
部・課（隊・所）長  
警察学校長  
警察署長

次のとおり長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱を制定したので、効果的な運用をされたい。

長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 委嘱及び解嘱

1 アドバイザーは、次に掲げる要件を満たす者のうち適任と認められるものを、長野県警察本部サイバー犯罪捜査課長（以下「サイバー犯罪捜査課長」という。）が長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー推薦書（様式第1号）により、長野県警察本部長（以下「本部長」という。）に上申し、本部長が上申に基づいて委嘱するものとする。

- 大学、民間企業等において、コンピュータネットワークに関する研究及び業務に携わる等、情報セキュリティ分野における専門的な知識及び技術を有すること。
- 警察活動に深い理解を示し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。
- 原則として県内に居住地又は勤務地を有すること。

2 サイバー犯罪捜査課長は、アドバイザーが次に掲げるいずれかに該当する場合は、長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー解嘱上申書（様式第2号）により、本部長に上申し、本部長が上申に基づいて解嘱するものとする。

- アドバイザーが辞意を表明したとき。
- 1のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
- 心身の故障等によりアドバイザーとしての職務が遂行できなくなったとき。
- その他職務の遂行上不適切な事由が生じたとき。

3 本部長は、委嘱にあつては委嘱状（様式第3号）を、解嘱にあつては通知書（様式第4号）を該当する者に交付するものとする。

4 サイバー犯罪捜査課長は、アドバイザーの委嘱状況を明らかにしておくため、長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー名簿（様式第5号）を備え付け、常に整備しておくものとする。

### 第3 委嘱期間

アドバイザーの委嘱期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中において委嘱された者の委嘱期間は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。また、どちらの場合においても再委嘱は妨げないものとする。

### 第4 活動

アドバイザーは、長野県警察本部サイバー犯罪捜査課（以下「サイバー犯罪捜査課」という。）と連携し、次の活動を行うものとする。

- サイバー犯罪捜査課に対する情報セキュリティに関する技術等の助言・指導
- 県民及び長野県警察職員並びにサイバー犯罪捜査課と連携して活動する団体を対象とした情報セキュリティに関する講演、講義その他広報及び啓発のための諸活動

### 第5 遵守事項

サイバー犯罪捜査課長は、アドバイザーに対する遵守事項として、個人のプライバシーに係る情報

の保護及び秘匿に十分配慮するとともに、活動上知り得た情報を委嘱期間中及び解嘱後も第三者に漏らしてはならないとし、その確保を図ること。

## 第6 運用

- 1 所属長は、アドバイザーの支援を必要とする場合は、サイバー犯罪捜査課と調整を行った上で、長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー派遣要請書（様式第6号）によりサイバー犯罪捜査課長に要請するものとする。
- 2 サイバー犯罪捜査課長は、要請の内容に基づき、アドバイザーと十分な調整を行った上で、支援活動の日時、内容等を決定するものとする。
- 3 サイバー犯罪捜査課長は、2の決定をした場合は、長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー派遣通知書（様式第7号）により支援活動の日時等をアドバイザー及び申請に係る所属長へ通知するものとする。
- 4 所属長は、支援活動の結果を長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザー活動結果報告書（様式第8号）によりサイバー犯罪捜査課長に報告するものとする。

## 第7 庶務

アドバイザーに関する事務は、サイバー犯罪捜査課が行う。